

# こんなときには こんな手続きを！

一届出は14日以内に



転入・転出や就職など生活がかかるとき、国民健康保険や国民年金では以下の手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。

## 《国民健康保険》

こんなとき	どうする	届出に必要なもの
他の市区町村から転入したとき (前住所で国民健康保険だった場合)		他の市区町村の転出証明書、印鑑
社会保険等勤務先の健康保険を抜けたとき	国民健康保険に加入する	社会保険等を抜けた日にちのわかる書類(退職証明書、社会保険資格喪失証明書、離職票など)、印鑑
社会保険等の扶養からはずれたとき		扶養を抜けた日にちのわかる書類(社会保険資格喪失証明書など)、印鑑
他の市区町村に転出するとき (下野市で国民健康保険だった場合)	国民健康保険を抜ける	今まで使用した国民健康保険証、特定健康診査受診券(新しい受診券が郵送されていて、受診していない場合のみ)、印鑑
社会保険等勤務先の健康保険に加入したとき		今まで使用した国民健康保険証、新しく加入した職場の健康保険証、印鑑
社会保険等の被扶養者になったとき		
下野市内で住所がかわったとき	新しい保険証を受け取る	今まで使用した国民健康保険証、印鑑
世帯を分けたり、一緒になつたりしたとき		
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	再発行の手続きをする	本人であることを証明するもの(運転免許証など)、印鑑
就学のため、子どもが他市町村へ転出するとき	転出後も下野市の保険証を使用する手続きをする	今まで使用した国民健康保険証、在学証明書、印鑑

※手続きは市役所市民課窓口にて行います。※石橋窓口、南河内窓口では手続き出来ません。

## 《国民年金》

こんなとき	どうする	届出先・届出に必要なもの
60歳前に会社などを退職したとき		市役所市民課※石橋窓口、南河内窓口では手続き出来ません。 厚生年金等を抜けた日にちのわかる書類(退職証明書、社会保険資格喪失証明書、離職票など)、年金手帳、印鑑
厚生年金に加入している配偶者の扶養からはずれたとき	国民年金(第1号被保険者)加入の手続きをする	市役所市民課(同上) 扶養を抜けた日にちのわかる書類(社会保険資格喪失証明書など)、年金手帳、印鑑
結婚や退職などにより厚生年金に加入している配偶者の扶養となったとき	国民年金(第3号被保険者)加入手続きをする	配偶者の勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者:市役所市民課(同上)、年金事務所 第3号被保険者:配偶者の勤務先 本人であることを証明するもの(運転免許証など)、印鑑
保険料口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替依頼書を提出する	金融機関、年金事務所

加入の届出が遅れると…

国民健康保険・国民年金に加入しなければならないのに、届出が遅れると、保険料(税)をさかのぼって納めることになります。例えば、4月に国民健康保険・国民年金に加入する資格があるにもかかわらず10月に届け出た場合、4月までさかのぼって保険料(税)を納めることになります。

脱退の届出が遅れると…

国民健康保険の資格がなくなったのに、抜けた届出が遅れると、ついうっかり国保の保険証を使って診療を受けてしまうことがあります。この場合は国保が負担した医療費をあとで返さなければなりません。

問い合わせ先 市民課 保険年金グループ ☎(32)8895